



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月17日

吹田市長 殿

提出者

住 所 大阪市北区鶴野町1-9 /

氏 名 五洋建設株式会社大阪支店 /

常務執行役員支店長 生島 俊昭 /

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6486-2115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	五洋建設株式会社大阪支店（吹田市管轄内事業場）		
事業場の所在地	吹田市管轄区域内		
事業の種類	06総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	123.000 t	全処理委託量	123.000 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)

不要物等発生量

有償物量

排出量
①

別紙3のとおり

自ら直接再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した量
④

④のうち熱回収を行った量
⑤

自ら中間処理した後の残さ量
⑥

自ら中間処理により減量した量
⑦

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭

項目	実績値
①排出量	
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書の〔別紙〕

提出者					
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX
産業廃棄物を排出する事業場を法的に管理する責任者の住所	産業廃棄物を排出する事業場を法的に管理する責任者の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号
大阪府住吉区住吉1-9	五洋建設株式会社大阪支店				

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況										報告による区分					④+⑤	④+⑥
コード	名 称	①排出量 (t)	②自ら搬送 処理した量 (t)	③自己事業場 処理又は委託 処理した量 (t)	④自ら中間処理 した量 (t)	⑤④のうち、委託 処理を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の搬送 した量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した 量 (t)	⑧自ら中間処理 した後の再処理 した量 (t)	⑨自ら中間処理 した後の再処理 した量 (t)	⑩自ら中間処理 した後の再処理 した量 (t)	⑪委託及び自ら 自己処理した後の 再処理量 (t)	⑫委託による区分	⑬委託による区分	⑭委託による区分	⑮委託による区分	⑯委託による区分	⑰委託による区分
													⑫の量のうち、委託 処理した量(⑫-⑬)	⑬の量のうち、委託 処理した量(⑬-⑭)	⑭の量のうち、委託 処理した量(⑭-⑮)	⑮の量のうち、委託 処理した量(⑮-⑯)	⑯の量のうち、委託 処理した量(⑯-⑰)	⑰の量のうち、委託 処理した量(⑰-⑱)
1	産業廃棄物の焼却																	
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
合計		0.000										0.000						

(注1) 焼却量は焼却炉で焼却された量、焼却が有効であれば小数量以下5kg未満で記載は可。
 (注2) 上記の産業廃棄物の焼却量の報告義務があった場合は、必要に応じて、直接追加入力するとともに、焼却量も追加して記載。